

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社豊和銀行
代表者名 取締役頭取 権藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問 合 せ 先 総合企画部長 浜野 法生
(TEL. 097-534-2611)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) B種優先株式

平成 26 年 6 月 27 日開催の第 96 回定時株主総会において定款一部変更を行う際に、変更が漏れていた字句について修正を行うものであります。(現行定款第 12 条の 3 第 9 項)

(2) 取締役の員数

地域及びお客さまのニーズの多様化に対応し、地域密着型金融を更に強力に推進していくため、経営体制を一層強化する必要があり、又、コーポレートガバナンスコードの趣旨も踏まえ、取締役の員数を 1 名増員するものであります。(現行定款第 19 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下表のとおりです。

(二重下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章の 2 優 先 株 式 (B 種優先株式) 第 12 条の 3 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～8 (条文省略) (取得条項) 9 当銀行は、B 種取得請求期間中に取得請求のなかった B 種優先株式を、同期間の末	第 2 章の 2 優 先 株 式 (B 種優先株式) 第 12 条の 3 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～8 (現行どおり) (取得条項) 9 当銀行は、B 種取得請求期間中に取得請求のなかった B 種優先株式を、同期間の末

日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限一斉B種取得価額」という。）を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額（以下「上限一斉B種取得価額」という。）を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行がD種優先株式を第12条の5第10項に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを

日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限一斉B種取得価額」という。）を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額（以下「上限一斉B種取得価額」という。）を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行がD種優先株式を第12条の4第10項に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを

<p>取り扱う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>取り扱う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日

以 上

<p>本件に関するお問合せ先 総合企画部 ^{さいしよ}税所、田中（豊） TEL 097（534）2608</p>
